

回 答 書

2024年2月29日

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町7-11-5

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

理事長 池本 誠司 様

〒160-0022

東京都新宿区新宿六丁目27番56号

ライフティ株式会社

TEL 03-6709-6452

FAX 03-5291-4521

前略、今般、株式会社ビューティースリー（以下「ビューティースリー」といいます。）の破綻に関連して、貴会から本年1月26日付け「通知書兼申入書」及び同年2月22日付け「申入書」にて、(1)当社が今後の脱毛施術の債務不履行、クーリング・オフの行使、不実告知取消し等を理由としてビューティースリーに係る顧客から支払停止の抗弁を受けた場合、当該顧客に対する支払請求を一時停止すること及び(2)(1)の顧客が当社に対する割賦金の支払を停止したことについて、信用情報機関に対し延滞情報として登録しないことについて申入れを受けましたので、当該申入れに対して、本書面によって以下のとおりご回答いたします。

なお、1月26日付け「通知書兼申入書」を受けて、当社においても対応を進めておりましたところ、ご回答までにお時間をいただきましたことをご容赦ください。

- (1) 貴会から共通義務確認訴訟が提起されたことを受け、当該訴訟における対象消費者目録に含まれる顧客との関係での最終的な権利関係は、当該訴訟における進行や判断を踏まえて統一的な解決を図りたいと考えております。

したがって、当社宛に今後の脱毛施術の債務不履行、クーリング・オフの行使、不実告知取消し等を理由として支払停止の抗弁を提出したビューティースリーに係る顧客については、今後の請求を一時停止する措置を講じます。

(2) また、(1)の請求停止の措置を講じた顧客に係る信用情報機関への延滞情報の登録については、当該措置を講じている期間中の割賦金の支払に関して、支払停止の抗弁の申立てがあったことを前提に適切に対応いたします。

草々